介護すまいる館「暮らしの中のいろいろな福祉用具貸出し事業」実施要領

1　目的

この要領は、埼玉県社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が埼玉県の指定を受けて運営している「介護すまいる館」にて展示をしている、ユニバーサルデザイン用品及び介護用品等の福祉用具に触れることで、県民が福祉用具への関心と理解を深め、介護すまいる館の周知及び来館を促すことを目的に、貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

2　事業名

介護すまいる館「暮らしの中のいろいろな福祉用具貸出し事業」（以下、「本事業」という。）とする。

3　貸出し品

この要領により貸出しを行う福祉用具は、介護すまいる館に展示されているものと同様の品で、別表に記載されているもの。

4　実施主体及び貸出対象

(1) 実施主体：社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会　介護すまいる館

(2) 貸出対象：埼玉県内で活動する団体及び小中学校、高等学校、大学、市町村社会福祉協議会、地域包括支援センター等で、貸出し目的に沿って非営利で使用するもの。

5　実施及び貸出期間

(1) 通年を通して貸出しを実施するが、貸出し品のメンテナンスの際は一時中止する。

(2) １回の貸出しで、概ね２週間以内を貸出期間とし、宅配便等で返却をする場合は、活用後に速やかに発送し期間内に返却すること。

6　貸出と返却

(1) 申込書（様式１）を希望日の２週間前までに、介護すまいる館宛に提出する。

(2) 貸出しにあたり発送が必要な場合は、着払いにて介護すまいる館が発送事務を行う。

(3) 返却については、貸出し期間内に実施報告書（様式２-①）及びチェックリスト（様式２-②）を添付して介護すまい館へ返却する。

7　貸出の許可

申込書（様式１）の提出があったときは、その内容を審査し、支障がないと認めるときは、貸出しをするものとする。

８　費用の負担

ユニバーサルデザイン及び介護用品の貸出しについては無料とし、貸出しと返却にかかる送料については、貸出しを受ける者が負担する。

９　貸出し品の活用方法

(1)総合学習の時間や市町村社協が実施する福祉教育での活用

(2)いきいきサロン、介護教室等での学習会等での活用

１０　貸出品の管理

本事業の実施中の貸出し品の管理は、貸出しを受けた者が責任者を指定し、適切に管理する。活用する際は、安全に活用できるよう十分配慮し事故等が発生した場合は、貸出しを受けた者の責任において対処するものとする。

また、返却時チェックリスト表（様式２－②）を基に貸出し品に欠損がないことを確認する。

なお、破損、紛失があった場合は、速やかに介護すまいる館に連絡するものとする。

１１　貸出品の弁償

貸出しを受ける者は、貸出し期間中に貸出し品の破損又は紛失等が生じた場合、現物又は再購入価格相当分の費用を負担するものとする。ただし、通常使用する範囲の消耗又は天災その他特別の理由があると本会が認めたときはこの限りでない。

１２　申込み・問い合せ先

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会　介護すまいる館

電話：０４８－８２２－１１９５　ＦＡＸ：０４８－８２２－１２４８

附則　この要領は、平成２９年１０月１日から施行する。